

【商品概要説明書】

期日指定定期預金

[2013年1月1日現在]

1. 商品名	期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	個人
3. 期間	<p>最長3年 この預金の全部または一部について、1年以上3年以下の間で満期日を自由に指定することができます。満期日の指定は、払戻（解約）申出日といたします。 預入時の申し出により最長預入期間を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。 この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。なお、満期日の指定がないときは最長預入期間を満期日とします。</p>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>一括預入 1円以上300万円未満 1円単位</p>
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	<p>預入時に店頭に表示する預入期間別金利（1年以上2年未満、2年以上）を預入期間に応じて適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として、1年を365日とする日割りにより計算します。（1年複利） 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 店頭の金利表示ボードに表示しています。</p>
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	<p>自動継続扱いのものは総合口座の担保定期預金とすることにより、当座貸越を利用することができます。なお、貸越利率は担保定期預金の2年以上の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となるお客さまはマル優のお取扱いができます。</p>
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 預入期間6カ月未満の場合：解約日における普通預金利率 預入期間6カ月以上1年未満の場合：約定利率（2年以上の利率）×40% （小数点第3位以下切捨て）</p>
10. その他参考となる事項	<p>満期日以後の利息は、解約日または書替継続時における普通預金利率により計算します。 この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。</p>
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>